

『養育費確保のトータルサポート事業』 ～ 取決めから保証まで ～

目的：養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、

大阪市のひとり親家庭等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図る

- ・養育費を取り決めたいがどうしていいかわからない
- ・相手に支払う意思や能力がないと思った
- ・養育費の支払いを決めずに別れた

- ・養育費が確実に支払われるようにしたい
- ・法律の専門家に相談したいがひとりで対応できるか不安
- ・相手と話し合いができない、まとまらない

- ・養育費が今後もきちんと支払われるか心配
- ・別れた相手と交渉が精神的に負担
- ・未払い養育費を何とか取り立てたい



①養育費啓発パンフレットを離婚届とともに配付等

ひとり親家庭

離婚を考えている方

ひとり親家庭サポーターによる相談（別事業）

②区役所（平成二十八年一月）
愛光会館の無料法律相談 ※

⑤公正証書等作成費補助

- ・本人負担費用に対し、全額補助

③専門相談支援の強化

- ・サポーターを通して、証書等の作成に対し、契約弁護士への無料訪問相談（随時）（1人2回まで）

④寄添い支援の強化

- ・ひとり親家庭サポーターによる相談や弁護士事務所・公証役場、家庭裁判所等への同行支援

調停
公正証書の作成

未払いが生じていない方

⑥養育費の保証

- ・第三者（保証会社）を介した養育費を確実に受け取る枠組みを整えることを目的に、保証会社と契約を締結した場合に、本人負担費用に対し、全額補助（1回限り、上限設定あり）（所得制限あり、公正証書等の書類が必要）

未払いが生じている方

⑦履行確保の徹底

- ・サポーターを通して、強制執行等に対し、契約弁護士への無料訪問相談（随時）（所得制限あり、1人2回まで）

継続した養育費の履行確保へ

※ 区役所 年48回開催（午後2時から4時） 愛光会館（別事業） 月2回開催（第3水曜日午後6時～8時 第2土曜日午後1時から4時）